



所得税、贈与税、事業税、市県民税の申告を 期間は2月16日から3月15日まで

昭和56年分の所得税確定申告、贈与税、事業税、市県民税の申告をしていただく時期になりました。

受付は贈与税が2月2日から、所得税・事業税・市県民税が2月16日から3月15日までですが、期限間近になりますと大変混雑し、落ち着いて相談できなかつたり長い時間待つていただくようなことにもなりかねませんので、申告はできるだけ早く済ませるようにしてください。期限後になりますと、加算税などがつきますので十分ご注意ください。

なお、所得税の確定申告をした人は事業税、市県民税の申告をする必要はありません。

市県民税

市県民税の申告出張受付を行います。申告される人は近くの会場へお出かけください。

給与所得のある人は、勤務先から源泉徴収票を受取って必ず添付してください。また国民健康保険、国民年金、生命保険料の領収書も忘れずに、お持ちください。

市県民税出張受付会場

吉原地区		富士地区	
元吉原公民館	2月22日	岩松農業協同組合	2月25・26日
富士市農協吉原東支所	2月23日	富士公民館	3月1日
市士市農協須津支所	2月24日	富士駅南公民館	3月2日
原田公民館	2月25日	田子浦公民館	3月8・9日
大淵公民館	3月2・3日	鷹岡地区	
吉永農業協同組合	3月4日	鷹岡商工会	3月3・4・5日

※各会場とも時間は、9:00～16:00まで。

(土曜日の午後と日曜日は除く)

※市役所市民税課では、3月15日まで受付ます。

所得税

◎確定申告をしなければならない人

- ・事業をしている人や不動産収入のある人、土地を売った人などで、昭和56年中の所得の合計額が、配偶者控除や扶養控除など所得控除の合計額より多い人。
- ・サラリーマンで、給与の年収が1,000万円を超える人や2ヵ所以上から給与を受けている人。
- 給与以外の所得が20万円を超える人。

※確定申告をしなくてもよいサラリーマンでも、雑損控除や医療費控除、住宅取得控除などが受けられる人は、確定申告をして税金の還付を受けることができます。この還付を受けるための申告は、2月16日前でも受付しています。また、還付申告用の簡易な申

告書が税務署にありますのでご利用ください。

- ◎前年、確定申告をした人には、申告用紙や書きかたなどを税務署から送りますので、必ずその用紙を使って申告してください。今年、新たに確定申告をする人には、税務署に申告書の用紙などが用意してあります。
- ◎申告書の書きかたなどで分からない点がありましたら、お気軽に富士税務署におたずねください。確定申告の期間中は税務署のほかに市役所や税理士会（無料税務相談所）でも相談に応じています。
- ◎所得税の納税は、振替納税を、また、税金の還付を受けるときは、銀行などの預金口座への振込制度を利用していただくと大変便利です。

贈与税

家を新築するとき、資金が足りなくて親からお金をもらったなどの場合は、贈与税がかかります。贈与税の基礎控除は60万円ですから、1年間にもらった財産の価額を合計して、60万円を超えるときには、贈与税の申告をしなければなりません。

- ・3月15日までに金額を一度に納められないときは延納制度を利用しましょう。
- ・くわしいことは富士税務署へ ☎61-2460

無料税務相談室を開設

ところ	とき
富士駅南公民館	3月2日～5日 9:30～16:00
田子浦公民館	3月8日～9日 "
市役所2階市民ホール	3月2日～11日 "
鷹岡商工会	3月2日～10日 "
吉永公民館	3月4日～8日 "
大淵公民館	3月2日～3日 "

※6日(土)・7日(日)の相談は行いません。

◎税金の相談は、国税局税務相談室富士分室へ

☎64-2330